イ　令第二条第十七号イからリに掲げる濃度計に係る次に掲げる修理 (1)　光束断続器、光学フィルター、干渉セル、試料セル、分析部の電極、コンバーター又はオゾン発生器の取替え (2)　温度調節器又は湿度調節器の補修又は取替え (3)　電気回路部品（当該濃度計の性能及び器差に著しく影響を与えることのないものに限る。）の取替え	［新設］
ロ　令第二条第十七号ヌに掲げる濃度計に係る日本産業規格Ｂ七九六〇―一（二〇二二）附属書に掲げる簡易修理	［新設］
ハ　令第二条第十七号ルに掲げる濃度計に係る日本産業規格Ｂ七九六〇―二（二〇二二）附属書に掲げる簡易修理	［新設］
十三　［略］	十三　［略］
2　［略］ （受講料） **第百三十二条**　一般計量教習又は一般計量特別教習を受講しようとする者であって、経済産業省、都道府県、市町村、研究所又は機構の職員以外の者は、受講料として毎月四万八千四百円（指定定期検査機関又は指定計量証明検査機関の職員にあっては、毎月二万四千二百円）を納めなければならない。	2　［略］ （受講料） **第百三十二条**　一般計量教習又は一般計量特別教習を受講しようとする者であって、経済産業省、都道府県、市町村、研究所又は機構の職員以外の者は、受講料として毎月四万八千四百円を納めなければならない。
2～4　［略］	2～4　［略］
備考　表中の［　］は注記である。	

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和五年七月二十八日から施行する。

（一般計量教習又は一般計量特別教習の受講料に関する検討）

2　第百三十二条第一項に規定する受講料については、一般計量教習又は一般計量特別教習の実情等を勘案し、適宜、当該受講料の見直しその他の措置について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○経済産業省令第三十九号

計量法（平成四年法律第五十一号）の規定に基づき、特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年七月二十四日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　岡田　**直樹**

特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令

特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（表記） **第百十八条**　質量計の表記事項は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。 一～四　［略］ 五　自動捕捉式はかり　日本産業規格Ｂ七六〇七（二〇一八）附属書 六　［略］ （性能） **第百二十七条**　質量計の性能は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。 一～四　［略］ 五　自動捕捉式はかり　日本産業規格Ｂ七六〇七（二〇一八）附属書 六　［略］ （検定公差） **第百八十二条**　質量計の検定公差は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。 一～四　［略］ 五　自動捕捉式はかり　日本産業規格Ｂ七六〇七（二〇一八）附属書 六　［略］ （構造検定の方法） **第百八十三条**　質量計の構造検定の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。 一～四　［略］ 五　自動捕捉式はかり　日本産業規格Ｂ七六〇七（二〇一八）附属書 六　［略］ （器差検定の方法） **第二百四条**　質量計の器差検定の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。 一～四　［略］ 五　自動捕捉式はかり　日本産業規格Ｂ七六〇七（二〇一八）附属書 六　［略］	（表記） **第百十八条**　質量計の表記事項は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。 一～四　［略］ 五　自動捕捉式はかり　日本産業規格Ｂ七六〇七（二〇一八）附属書 六　［略］ （性能） **第百二十七条**　質量計の性能は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。 一～四　［略］ 五　自動捕捉式はかり　日本産業規格Ｂ七六〇七（二〇一八）附属書 六　［略］ （検定公差） **第百八十二条**　質量計の検定公差は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。 一～四　［略］ 五　自動捕捉式はかり　日本産業規格Ｂ七六〇七（二〇一八）附属書 六　［略］ （構造検定の方法） **第百八十三条**　質量計の構造検定の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。 一～四　［略］ 五　自動捕捉式はかり　日本産業規格Ｂ七六〇七（二〇一八）附属書 六　［略］ （器差検定の方法） **第二百四条**　質量計の器差検定の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。 一～四　［略］ 五　自動捕捉式はかり　日本産業規格Ｂ七六〇七（二〇一八）附属書 六　［略］